



令和 8 年 7 月 23 日（木）配信

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」への 日本歯科医師会の見解

令和 8 年 7 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）」について、以下の通り日本歯科医師会として見解を示す。



本会は、口腔の健康を推進し、全身の健康や健康寿命の延伸につなげることで、国民一人ひとりの健康に寄与するため、口腔健康管理をはじめとする歯科口腔保健の推進や生涯を通じた歯科健診法制度化を含むさまざまな政策提言等を行ってきた。本会が提言・実行してきた内容は、今回の「骨太の方針 2026」と密接に関わるものが多く、それらを中心に今後とも具体的な提言を続けていく所存である。

医療全体に関連が深い項目として、

■成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

- ・医療保険制度では、70 歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合について、低所得者等の必要な受診が確保されるよう適切に配慮することを前提として、原則 3 割となっている現役世代との間で年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う。（※①）
- ・社会保障制度が果たす機能を損なわないよう配慮しつつ、社会保障負担率の目標の検討を進め、これとあわせて、社会保障改革について 2026 年度中に改革項目の具体化と工程の明確化を図り、順次実施する。（※②）
- ・高齢化や高度化等への対応が必要な医療給付費については、経済が成長し賃上げが継続する「強い経済」の構築に向けた取組を進める中で、診療報酬に経済・物価動向等を基本的に反映しつつも、医療給付費の対 GDP 比や雇用者報酬の伸びとの関係などを参照しつつ、医療費適正化計画の次期改定に向けて抜本的な見直しを行うことを含め、改革を継続する。（※③）

とまとめられ、経済の成長に合わせた社会保障制度の在り方について対応が示された。

- ・①については、高齢者医療における患者自己負担の在り方に関して議論を深めること自体の重要性は理解するが、自己負担割合の引き上げが高齢者の受療行動の抑制や疾病の重症化に影響を及ぼす懸念があり、国民に適切な医療を提供する観点から容認できない。客観的なデータに基づき正確に把握した上で、極めて慎重に検討を行うことが不可欠である。
- ・②③については、社会保障改革及び医療費適正化の推進の必要性は理解するものの、対 GDP 比などの枠組みによる定量的・機械的な医療費に対する目標設定や抑制は、必要な医療技術や医療機器・医薬品の導入、地域医療提供体制の維持に影

響を及ぼすことが懸念される。医療は、単なる「経済の従属物」や「抑制すべきコスト」ではなく、「国民の命と健康な暮らしを支える不可欠な生活基盤」である。受診抑制を招かぬよう、対 GDP 比の数値目標導入を断固容認せず、物価高騰や賃上げに対応し、生涯にわたる質の高い医療提供体制を維持・発展させるための「適切な財源確保」を強く求める。

歯科に関連が深い項目として、

■攻めの予防医療と疾病対策

- ・いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理（中略）を推進する。（口腔健康管理には、オーラルフレイル対策等を含む。）（※④）

■医療・介護等

- ・歯科専門職の偏在対策等の歯科医療提供体制の構築を図る。（歯科専門職の偏在対策等には、医歯薬連携等の推進、障害者等への歯科保健医療の充実、歯科技工所の質の向上・連携強化、歯科衛生士・歯科技工士の就労・離職対策を含む。）（※⑤）
- ・経営情報の見える化を進め、経営実態を把握した上で、物価と賃金の変動に適切に対応し、経営の安定、処遇改善を図りつつ、社会保障制度改革を着実に実行する。その際、経済・物価の動向が 2026 年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、令和 9 年度予算編成過程で診療報酬上の加減算を含む更なる必要な調整を行う。（※⑥）

■公教育の再生、研究活動の活性化

- ・体験活動や読書活動、栄養教諭を中核とした食育や歯科保健教育、近視予防を推進する。（※⑦）

とまとめられている。

『国民皆歯科健診の具体化』や『専門職の偏在対策』が盛り込まれたことは、本会がこれまで提言・実行してきた方向性を維持するものとして評価する。

具体的には、

- ・④については、「いわゆる国民皆歯科健診の具体化」として、引き続き、ライフステージに応じた歯科健診の制度化および更なる対象範囲の拡大を強く働きかけるとともに、生涯を通じた歯科健診の環境整備に係る歯科保健医療対策の推進を図っていく。

「口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理」として、引き続き、ビッグデータの分析調査等を行い、全身の健康と口腔の健康に関するエビデンス、口腔健康管理が感染予防につながるエビデンス等もさらに収集、整理し、これらを活用して、国民の健康に寄与するため、エビデンスに基づく政策を実施する必要がある。

- ・⑤については、多様化するニーズや歯科医師の地域偏在を含む地域の歯科医療資源の実情を踏まえ、医師の偏在対策と同様に、総合的な偏在対策を進めていただきたい。また、歯科医療提供において、歯科衛生士や歯科技工士の果たすべき役割は重要であるが、いずれも養成校への受験者の減少や、早期離職者も増加してきており、歯科医療現場での人材不足が生じている。復職支援による人材確保とあわせ、特に早期離職対策は喫緊の課題であることから、これまで以上に実効性のある対策を強力に推進する必要がある。各地域における必要な歯科保健医療の提供体制構築と強化を期待したい。
- ・⑥については、公定価格ゆえに物価高を価格転嫁できない歯科医療機関にとって、経済動向に応じた診療報酬の柔軟な加減算・期中調整の仕組みは不可欠であり、高く評価する。ただし、地域の歯科医療提供体制を崩壊させず、国民に安心・安全な歯科医療を提供し続けるためには、令和 9 年度の予算編成に向けて実効性のある十分な財源が確実に確保されなければならない。現場の経営実態に見合った「十分な真水の財源」が確実に国から担保されることを引き続き強く求めていく。
- ・⑦については、幼児期及び幼保小接続期からの口腔健康管理の重要性を小児や保護者、学校関係者へ周知することが重要である。公教育における更なる推進のため、日本学校歯科医会等とも連携しながら引き続き充実を図っていきたい。

今般の骨太の方針は真に骨太な、簡潔で分かりやすく、メッセージ性のある内容とすることを原則とするとのことで、全体の記載が簡素化されている。しかしながら、現場への支援や政策の実行力が後退することは断じてあってはならない。文言の簡素化を「政策の縮小」とさせないためにも、本会としては、国民皆歯科健診の実現や専門職の処遇改善に向けた具体的な制度設計とこれを支える確固たる財源確保を中心に、今後とも具体的な提言をしていきたい。

最後に、国民に不可欠な医療を確保することは極めて重要であり、国民の健やかな生活を支える立場から、歯科保健医療の提供、口腔健康管理の維持・推進により、貢献していきたい。

なお、「骨太の方針 2026」と同日に公表された「日本成長戦略」においても、創薬・先端医療分野における「ライフログデータ等を活用したヘルスケア関連サービス」の施策として、「女性の健康やがん検診・歯科健診のデータ等の利用基盤整備」との記載が盛り込まれている。

・・

●問い合わせ先

公益社団法人日本歯科医師会 広報課

TEL : 03-3262-9322

FAX : 03-3262-9885

日本歯科医師会ホームページ <https://www.jda.or.jp/>

